

● 運転免許証返納者に対する優待証のご案内

バス事業者が発行する優待証を提示すると
路線バスの運賃が半額になります。

発行手順

- ①警察署で運転免許証を返納し、運転免許の取消通知書の交付を受けてください。
- ②各バス事業者の発行場所に運転免許の取消通知書、3カ月以内に撮影したカラーの証明写真(縦4.5cm×横3.5cm)、発行手数料(520円)を持参してください。
※発行場所などの詳細は、各バス事業者にお問い合わせください。
- ③日東交通では65歳以上の方に「ノーカー・サポート優待証」を、小湊鐵道では69歳以上の方に「ノーカー優待証」をそれぞれ発行します。

有効期間

- ・ノーカー・サポート優待証は発行日～2年
- ・ノーカー優待証は発行日～翌年の12月31日

注意事項

- ・高速バス・一部の路線バスではご利用いただけません。
- ・優待証は、発行したバス事業者(日東交通はグループ3社)のみ有効で、現金支払いの場合に利用できます。
- ・有効期間が満了した優待証は、更新の手続きにより、引き続き使用することができます。

優待証発行に関する問い合わせ先

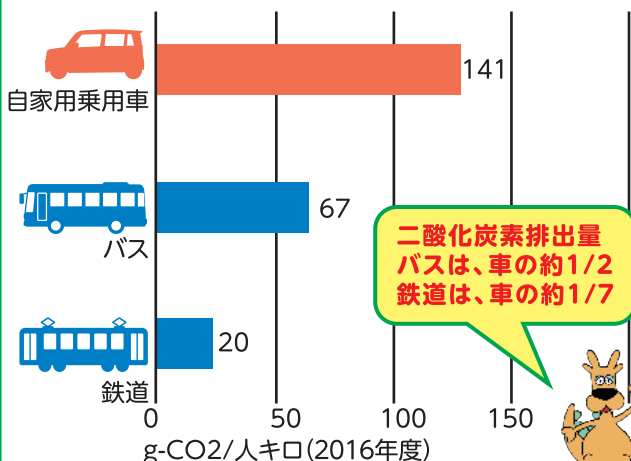
日東交通株式会社運輸部 ☎0438-23-1812
小湊鐵道株式会社バス部塩田営業所 ☎043-261-5131

● 公共交通をもっと使ってみませんか?



袖ヶ浦市ではたくさんの電車やバスなどの公共交通が運行しています。
公共交通のことをもっと知り、公共交通を利用しましょう。

クルマに比べてCO₂の(二酸化炭素)の排出が少なく、環境にやさしい乗り物です。



出典:国交省HP